

## 長期優良住宅に対する 固定資産税(家屋)の減額

担当 固定資産税課  
☎046(252)8047  
FAX046(255)3550

長期にわたって良好な状態で使用するための構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するため、一定の要件を満たす新築住宅について固定資産税を減額する制度があります。

### 要件「住宅の種類」

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6月4日)より令和4年3月31日までの間に新築された住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして神奈川県認定を受けて新築された住宅※住宅部分と住宅以外の部分がある場合(併用住宅など)は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上である必要があります。

### 減額される範囲と税額

○居住部分が120平方メートル以下の場合 固定資産税(家屋)の2分の1  
○居住部分が120平方メートルを超え280平方メートル以下の場合 120平方メートル以下の部分の固定資産税(家屋)の2分の1(120平方メートルを超える部分は減額されません)

### 減額される期間

## 住宅改修に伴う 固定資産税(家屋)の減額

担当 固定資産税課  
☎046(252)8047  
FAX046(255)3550

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、熱損失防止(省エネ)改修の各工事を行うと、その家屋についての固定資産税が減額される場合があります。要件や提出書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☎046(252)8047  
FAX046(255)3550

【一般の住宅】新築後5年度分(3階建て以上の中高層耐火・準耐火建物)新築後7年度分  
○申告方法 新築した年の翌年の1月31日までに、市役所2階固定資産税課で配布する申告書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、神奈川県から長期優良住宅の認定を受けて建てられたことを証する認定通知書(写し)を添えて直接担当へ

※長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅の減額措置に代えて適用されます。

## 危険ブロック塀等撤去補助金

担当 建築住宅課  
☎046(252)7396  
FAX046(255)3550

地震による倒壊の恐れのあるブロック塀(コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀、門柱)などの撤去費用の一部を助成します。詳しくは担当へお問い合わせ

○対象 次の全てに該当するもの  
・道路からの高さを60センチメートル未満にする工事(道路に面さない部分を除く)

## 木造住宅無料耐震相談会

担当 建築住宅課  
☎046(252)7396  
FAX046(255)3550

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を開催します。

※市では建物の耐震診断に関する電話や訪問などによる個別勧誘は行っていません。

○とき 7月31日(土) 午前9時30分～午後4時  
※相談は約45分で時間予約制(申込順)。  
○ところ 市民館2階会

## 親子キャッチボール教室

担当 スポーツ課  
☎046(252)8177  
FAX046(255)3550

横浜DeNAベイスターズの元選手などが講師となり、親子でのキャッチボールや子どものストラックアウト、ティーバッティングを行います。

時30分受付開始)も参加可)  
○ところ 座間市民球場  
○対象 市内在住の小学生1・2年生とその保護者  
○定員 50組100人  
※運動ができる服装で参加してください。  
※雨天中止(中止する場合は、電子申請時に登録したメールアドレスに連絡)。

分は対象外)  
・申請者がブロック塀の所有者である  
・ブロック塀等点検表で危険と判断される  
・未着工の工事  
・令和4年3月31日までに完了し、実績報告書の提出ができる工事

○補助額 ▼通学路II撤去費用(税抜)の4分の3

相談会に参加した方へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置制度があります。

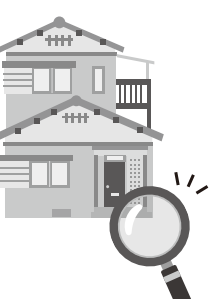
○耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1(上限5万円)  
○改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1(上限5万円)

## 耐震改修工事を実施する方

現場立ち会い費用の2分の1(上限3万円)と耐震工事費用の2分の1(上限50万円)、一定

収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算  
※一般財団法人日本建築防災協会では、自宅などのパソコンから簡単に建物の耐震診断ができるプログラム「誰でもできるわが家の耐震診断」を配信しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

○申請方法 7月6日(火)までに電話、ファクスまたは直接担当へ



### 相談会参加者への補助

## 市障がい児・者基幹相談支援センター 公募型プロポージャー

担当 障がい福祉課  
☎046(252)7132  
FAX046(252)7043

市では、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2の規定に基づき、地域における中核的な役割を担う、障がい児・者基幹相談支援センターを設置しており、令和4年度から令和8年度の事業委託について、公募型プロポージャーを行います。

### この基幹相談支援センター

詳しくは、市ホームページから実施要領をご確認ください。

募集告知開始	6月17日(木)
参加表明手続締切	6月25日(金) 午後5時15分
質問締切	6月25日(金) 午後5時15分
参加資格確認結果通知	7月2日(金) までに発送
提案書提出締切	7月12日(月) 午後5時15分
プレゼンテーション	7月下旬を予定
評価結果通知発送	8月下旬を予定
契約事務	令和4年4月を予定